

## 棟方志功記念館建物利活用意見聴取会議実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、棟方志功記念館建物（以下「建物」という。）の利活用について、関係する識者等からの意見聴取をするために開催する棟方志功記念館建物利活用意見聴取会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくり関係者等
- (3) 社会教育関係者等
- (4) その他教育長が必要と認める者

### (会議)

第3条 会議は、教育長が招集し、次に掲げる事項について委員から意見聴取を行うものとする。

- (1) 建物の利活用に関する事項
  - (2) その他教育長が必要と認める事項
- 2 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長が不在のとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 教育長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことがある。

### (処務)

第4条 会議の処務は、教育委員会事務局文化学習活動推進課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (実施期日)

この要綱は、令和7年10月8日から実施する。